第15期定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月27日(金曜日)

午前9時~ Mission 2

SMBC × HAKUTO-R VENTURE MOON

株主様向け報告会

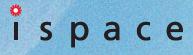
株主総会の開会に先立ち、直近の月面探査ミッションに関する

株主様向けの報告会を開催いたします。 ※午前8時以前のご来場はお控えください。

午前11時~ 第15期 定時株主総会 開会

会場

室町三井ホール&カンファレンス 日本橋室町三井タワー COREDO室町テラス3階 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



Expand our planet. Expand our future.

証券コード9348 (発送日) 2025年6月11日 (電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株主各位

東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号 株式会社ispacee 代表取締役CEO・袴田武史

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日の模様は、インターネット配信によるライブ中継でもご視聴いただけます。ご視聴方法は本通 知16ページの「インターネット配信によるライブ中継のご案内」をご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます。本通知3ページ以降の株主総会参考書類に記載した各議案をご検討の上、後述の案内に従って2025年6月26日(木曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1.日時2025年6月27日(金曜日)午前11時(受付開始:午前8時)
*午前9時から直近の月面探査ミッションである「Mission 2 "SMBC x
HAKUTO-R VENTURE MOON"」について当社の経営陣よりご報告及び質疑応答の場を設けさせていただきますので、是非ご参加ください。
- **2.** 場所東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー COREDO室町テラス3階
「室町三井ホール&カンファレンス」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第15期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計 算書類監査結果報告の件
- 2. 第15期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項等 (議決権行使についてのご案内)

- (1) 議決権の行使につきましては、本通知14ページの「議決権行使についてのご案内」及び同15ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

5. 電子提供措置事項

(1) 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、以下の当社ウェブサイトに「第15期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト

https://ir.ispace-inc.com/jpn/stock/meeting/

(2) 電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」(ispace)又は「コード」(9348)を入力して検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、当日は、電子提供措置事項を印刷した書面の配布は行いません。必要な株主様は、各ウェブサイトより電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参ください。
- 2. 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合には、上記当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 3. 株主ではない代理人及び同伴の方(介助等が必要な株主様の付き添いの方を除きます。)等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場できません。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位	
1	^{はかまだ} たけし 袴田 武史		代表取締役CEO	再任
2	のざき 野﨑	じゅんぺい 順平	取締役CFO 事業統括エグゼクティブ	再任
3	_{あかうら} 赤浦	_{とਸ਼ਰ} 徹	社外取締役	再任 社外
4	^{かわな} 川名	こういち 浩一	社外取締役	再任 社外 独立
5	な か だ 中 田	ゕ ず こ 華寿子	社外取締役	再任 社外 独立
6	はただ畑田	_{こうじろう} 康二郎	社外取締役	再任 社外 独立
7	まきの 牧野	^{たかし}	社外取締役	再任社外独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

袴田 武史 (はかまだ たけし)





1979年9月3日 **所有する当社の株式数** 9,000,000株 **在任年数** 12年 取締役会出席状況 22/22回

略歴、当社における地位及び担当

2006年9月 マサイ・ジャパン株式会社(現

エイミングジャパン株式会社)

入社

2010年9月 合同会社ホワイトレーベルスペ

ース・ジャパン(現 当社)設立代

表社員

2013年5月 当社代表取締役CEO【現任】

2015年3月 ispace technologies, inc.

Director

重要な兼職の状況

ispace technologies U.S., inc. Director ispace EUROPE S.A. Director

2016年9月 ispace technologies U.S., inc.

Director【現任】

2017年3月 ispace EUROPE S.A.

Director【現任】

取締役候補者とした理由

同氏は、2010年に株式会社ispaceの前身である合同会社ホワイトレーベルスペース・ジャパンを設立、代表社員に就任して以来、世界に通用する当社のビジョンを創り、当社を牽引することで、企業価値の向上に大きく貢献してきました。当社は、同氏のリーダーシップの下、月への高頻度かつ低コストの輸送サービスを提供することを目的としたランダー(月着陸船)及び月探査用ローバー(月面探査車)を開発した上、2023年4月には民間企業初となる月面着陸に挑戦し、2025年1月には月面着陸に向けた2回目の打上を成功させる等、当社のビジョン実現に向けて邁進してきました。これらの経験を活かし当社を牽引することで、当社の企業価値の向上にさらに寄与することができると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としました。



生年月日 1980年6月10日 所有する当社の株式数 291,800株 在任年数 6年 取締役会出席状況 22/22回

略歴、当社における地位及び担当

2005年4月 メリルリンチ日本証券株式会社

(現 BofA証券株式会社) 入社

2015年1月 同社投資銀行部門ジェネラルイ

ンダストリー・グループ

ディレクター

2017年4月 当社入社

2018年12月 当社取締役CFO

2019年3月 ispace EUROPE S.A. Director 【現任】

2023年6月 ispace technologies U.S., inc.

Director【現任】

2024年11月 当社取締役CFO 事業統括エグ

ゼクティブ【現任】

重要な兼職の状況

ispace technologies U.S., inc. Director ispace EUROPE S.A. Director

取締役候補者とした理由

同氏は、長年の証券会社における企業への財務アドバイザリー経験及び機関投資家とのコミュニケーション経験を活かし、2023年4月12日の当社上場を含む総計750億円超(2025年3月末時点)の資金調達を通じて、当社の財務戦略の実現を牽引してきました。また、同氏は、2024年11月以降は新たに事業統括エグゼクティブを兼務し、グローバル3拠点の営業活動を連携して経営管理を一層強化する役割を務めております。引き続き、当社は今後のミッション実行に向けた財務健全性の確保、及び経営の透明性・公平性を高めていく必要がありますが、同氏の経験と知見を活かすことによりこれらの経営課題を解消し、当社の企業価値の向上へ更に寄与することができると考え、引き続き同氏を取締役候補者としました。



生年月日 1968年8月7日 所有する当社の株式数 2,636,603株 在任年数 7年 取締役会出席状況

22/22回

四班, 三江(
1991年4月	日本合同ファイナンス株式会社 (現 ジャフコ グループ株式会	2014年10月	株式会社ダブルスタンダード 監査役
	社) 入社	2015年8月	Sansan株式会社
1999年10月	インキュベイトキャピタルパー		社外取締役(監査等委員)【現任】
	トナーズ株式会社	2017年3月	IFホールディングス株式会社
	ゼネラルパートナー		代表取締役【現任】
2000年3月	株式会社エスプール	2017年12月	当社社外取締役【現任】
	社外取締役【現任】	2019年7月	一般社団法人日本ベンチャーキ
2005年6月	株式会社jig.jp		ャピタル協会 会長
	社外取締役【現任】	2021年6月	株式会社ダブルスタンダード
2007年8月	Sansan株式会社 社外取締役		社外取締役【現任】
2010年9月	インキュベイトファンド株式会社	2021年6月	Space BD株式会社
	代表取締役【現任】		社外取締役【現任】
		2023年7月	一般社団法人日本ベンチャーキ
			ャピタル協会 特別顧問

【現任】

重要な兼職の状況

インキュベイトファンド株式会社 代表取締役 Space BD株式会社 社外取締役

略歴 当社における地位及が担当

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、複数の企業やファンドの役員を務めており、ベンチャーキャピタリストとしてのみならず、企業経営者としての豊富な経験及び見識を有しております。また、長年にわたり資金調達面から当社の財務戦略の実現を牽引してきました。とりわけ財務や事業面において、当社の経営に対する有用な助言及び業務執行の監督について十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。

同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終 結の時をもって7年6ヶ月となります。



生年月日 1958年4月23日 所有する当社の株式数

在任年数 4年 **取締役会出席状況** 22/22回

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	月 □ 日揮株式会社(現 □揮ホールデ	2019年6月	株式会社バンダイナムコホール
	ィングス株式会社) 入社		ディングス 社外取締役
2007年8月	月 同社執行役員営業本部		【現任】
	新事業推進本部長	2019年6月	コムシスホールディングス株式
2009年7月	目 同社常務取締役営業統括本部長		会社 社外取締役(監査等委員)
2010年7月	月 同社取締役副社長	2020年6月	株式会社レノバ 社外取締役
2011年7月	目 同社代表取締役社長兼最高執行	2020年12月	当社社外取締役【現任】
	責任者(COO)	2021年4月	ルブリスト株式会社
2012年6月	月 同社代表取締役社長		代表取締役【現任】
2017年6月	月 同社取締役副会長	2023年3月	株式会社クボタ
2018年6月	月 同社副会長		社外取締役【現任】
2019年6月	見 東京エレクトロンデバイス株式	2023年6月	株式会社レノバ 取締役会長
	会社 社外取締役		(非業務執行・非常勤)【現任】

重要な兼職の状況

ルブリスト株式会社 代表取締役 株式会社レノバ 取締役会長 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 株式会社クボタ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、日揮株式会社(現 日揮ホールディングス株式会社)において代表取締役社長を務め、グローバルかつ大規模なEPC事業(注 Engineering(設計), Procurement(調達), Construction(建設)を一括して実施する事業)の構築に携わった豊富な経験・見識を有しております。世界情勢・技術開発・プロジェクトマネジメントなど複雑な事業環境の中で、経営全般に対して有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。

同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終 結の時をもって4年6ヶ月となります。

社外取締役【現任】



生年月日 1965年1月15日 **所有する当社の株式数**

在任年数 3年 **取締役会出席状況** 22/22回

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム 2019年12月 株式会社アドバンスクリエイト 株式会社 入社 社外取締役 1997年1月 スターバックスコーヒージャパ 2020年3月 アクチュアリ株式会社 ン株式会社 入社 代表取締役【現任】 株式会社GABA 入社 2021年6月 株式会社フォーラムエンジニア 2005年1月 2008年4月 ライフネット生命保険株式会社 リング 社外取締役【現任】 入計 2021年7月 当社社外監査役 2011年4月 同社常務取締役 2022年6月 当社社外取締役【現任】 2023年12月 株式会社エニトグループ 2019年5月 株式会社マネースクエア

重要な兼職の状況

アクチュアリ株式会社 代表取締役 株式会社フォーラムエンジニアリング 社外取締役 株式会社エニトグループ 社外取締役

社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、マーケティング・PRの専門家であり、またネット系生命保険会社での常勤取締役の経験及び複数社の社外取締役としての経験から企業経営に関する豊富な見識を有しております。これらの豊富な経験及び見識から、とりわけマーケティング・PRや組織開発において当社の業務に対する有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。

同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終 結の時をもって3年となります。

候補者番号

畑田 康二郎 (はただ こうじろう) 再任 社外 独立



生年月日 1979年5月18日 所有する当社の株式数

在任年数 3年 取締役会出席状況 22/22回

略歴、当社における地位及び担当

2004年4月 経済産業省入省

2012年6月 外務省出向、欧州連合日本政府

代表部(在ベルギー王国日本大

使館併仟)

内閣府出向、宇宙戦略室(現宇 2015年7月

审開発戦略推進事務局)

2018年7月 株式会社デジタルハーツホール

ディングス 入社

2019年10月 株式会社デジタルハーツプラス

代表取締役

2021年10月 株式会社アークエッジ・スペー

ス 社外取締役【現任】

2022年5月 株式会社デジタルハーツプラス

取締役

2022年5月 将来宇宙輸送システム株式会社

設立 代表取締役【現任】

2022年6月 当社社外取締役【現任】

重要な兼職の状況

将来宇宙輸送システム株式会社 代表取締役 株式会社アークエッジ・スペース 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、経済産業省でのエネルギー政策や産業政策、内閣府宇宙開発戦略推進事務局での民間宇 宙ビジネス拡大への取り組み等豊富な経験及び幅広い見識を有しております。これらの豊富な経 験及び見識から、とりわけ政府・政策面において、当社が進める月面開発事業に対する有用な助 言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、引き続 き同氏を社外取締役候補者としました。

同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終 結の時をもって3年となります。



生年月日 1957年8月15日 **所有する当社の株式数** 一

在任年数 3年 取締役会出席状況 22/22回

略歴、当社における地位及び担当

1989年7月 日産自動車株式会社 入社

2000年7月 事業譲渡により、石川島播磨重

工業株式会社(現 株式会社IHI)

入社

2011年4月 同社理事

2012年6月 株式会社IHIエアロスペース

取締役

2015年7月 株式会社IHI 執行役員

2016年6月 株式会社IHIエアロスペース

常務取締役

2017年6月 同社代表取締役社長

2021年7月 同社顧問【現任】

2022年4月 株式会社IHI 顧問

2022年6月 当社社外取締役【現任】

2024年4月 株式会社IHI 航空・宇宙・防衛

事業領域 エグゼクティブディ

レクター【現任】

重要な兼職の状況

株式会社IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 エグゼクティブディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、株式会社IHIエアロスペースの代表取締役社長を務め、宇宙開発事業に長年取り組んでこられた豊富な経験及び見識を有しております。これらの豊富な経験及び見識から、宇宙開発事業を推進する上での技術、事業、経営のバランスの取れた有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を取締役候補者としました。

同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。

- (注) 1. 赤浦徹氏が代表を務めるインキュベイトファンド株式会社、並びに同社が運用するファンドであるインキュベイトファンド 3 号投資事業有限責任組合、IF SPV 1 号投資事業組合及びIF Growth Opportunity Fund I, L.P.が保有する当社株式はありますが、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 赤浦徹氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏は、社外取締役候補者です。
 - 3. 当社は、赤浦徹氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約は、会社法423条第1項の責任につき、同第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定です。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての被保険者について、保険料の全額を会社が負担しており、取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定です。
 - 5. 当社は、川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合には、各氏を引き続き独立役員に指定する予定です。

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

補欠監査役に選任された瀬戸川真紀氏が本株主総会開始の時をもって辞任するため、法令に定める 監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものでありま す。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

森(慎一郎)

(もり しんいちろう)

│社 外 |│独 立 |



生年月日 1982年9月4日 **所有する当社の株式数**

略歴、当社における地位

2009年12月 弁護士登録(第一東京弁護士

会)、桃尾・松尾・難波法律事

務所 入所

2015年9月 Wilmer Cutler Pickering

Hale and Dorr LLP(ロンドンオフィス) アソシエイト

2016年4月 ニューヨーク州弁護士登録

2019年1月 桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー

2024年7月 Supercell Oy 日本における

2024年12月 Metacore Japan合同会社

代表者【現任】

【現任】

2023年1月 森&パートナーズ法律事務所

職務執行者【現任】

マネージングパートナー

重要な兼職の状況

森&パートナーズ法律事務所 マネージングパートナー Supercell Oy 日本における代表者 Metacore Japan合同会社 職務執行者

補欠社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士として国内外の企業間取引に関する豊富な法務経験を有し、特にM&A、保険、製造物責任、国際仲裁等の分野で高い専門性を有しております。また、先端技術分野について特に注力しており、関連する法律問題への理解が深いだけでなく、これらの会社経営にも関与しております。これらの当社にとって新たな知見・視点を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び適正な監査体制の構築に寄与していただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者としました。

- (注) 1. 森慎一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 森慎一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 当社は、森慎一郎氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度としております。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての被保険者について、保険料の全額を会社が負担しており、森慎一郎氏が社外監査役に就任されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定です。
 - 5. 当社は、森慎一郎氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議決権を行使するにあたっては、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出 ください。

日時

2025年6月27日 (金曜日) 午前11時 (受付開始:午前8時)



インターネットで 議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日 (木曜日) 午後6時入力完了分まで



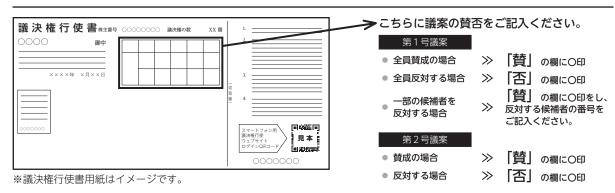
書面(郵送)で 議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送くださ い。

行使期限

2025年6月26日 (木曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



- ・インターネット及び書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

インターネット配信によるライブ中継については、株主様向けにご発送する株主総会招集ご通知に記載のご案内をご覧ください。

事 業 報 告

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、人類の生活圏を宇宙に広げ、持続的な世界を実現するべく、「Expand our planet. Expand our future.」をビジョンに掲げ、月面開発の事業化に取り組んでいる次世代の民間宇宙企業です。

当連結会計年度における世界経済は、世界各地での地政学リスクへの懸念が依然として収まらない中、再び米国大統領に就任したドナルド・トランプ氏の第二次政権による、関税措置を始めとする新政策発動の影響により、世界的な景気後退への懸念とそれに伴う不安定な資本市場及び為替の変動等が生じ、見通しが大変不透明な状況が続いております。

当社グループが属する宇宙資源開発の分野では、特に米国において、第二次トランプ政権により、足許、アメリカ航空宇宙局(the National Aeronautics and Space Administration、以下「NASA」という。)に対して2026年度予算の大幅な削減が要求され、一部大型プロジェクトについても中止の方向性が示されるなど、大変不透明な状況が続いています。その一方、同氏は、過去に二度の民間宇宙飛行ミッションに加わった実業家のジャレッド・アイザックマン氏をNASAの新長官に指名し、2025年2月に実施された日米首脳会談においても有人月探査計画「Artemis Program(以下「アルテミス計画」という。)」の将来のミッションでの月面探査を含む有人探査に係る両国による強力なパートナーシップの継続が共同声明に盛り込まれるなど、引き続き、民間企業を活用した宇宙政策の積極的な推進や、月面探査活動の継続も見込まれています。第二次トランプ政権下の今後の政策動向を引き続き注視し、慎重かつ柔軟な対応が求められる環境が当面続くことが予想されます。

なお、かかる不透明な中においても、アルテミス計画においては、月面における平和的・友好的かつ透明性ある活動のガイドラインとなる「Artemis Accords(アルテミス協定)」に、当連結会計年度では前連結会計年度から新たに16か国が合意し、日本と米国を含む全53の国及び地域が調印(2025年3月末時点)するなど、引き続き活発な進捗が見られました。

日本政府においても、宇宙分野の民間企業等を後押しする動きが加速しております。2023年11月、民間企業・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化を支援するため、宇宙航空研究開発機構(JAXA)に10年間の「宇宙戦略基金」を設置し、総額1兆円規模の支援を行うことを目指すことが閣議決定されました。既にその第1期については3,000億円の予算の下、全テーマの採択結果が発表され、既に採択が確定している「月面の水資源探査技術(センシング技術)の開発・実証」に当社も中核的連携機関として参

画しております。2025年3月には、第2期についても同様に3,000億円の予算の下、公募テーマが公表され、文部科学省による公募内容である「月面開発」にも合計予算280億円が割り当てられる予定です。

このような状況の中、当社においては、月面着陸及び月面探査の実証を目的とするミッション2の運用を開始しました。当ミッションで使用する月着陸船「RESILIENCEランダー」を搭載した打上ロケットは、2025年1月15日にSpaceX社により米国フロリダ州のCape Canaveralから打ち上げられ、2025年5月20日時点では、設定した10個のマイルストーンの内、7段階目となるSuccess 7(月周回軌道への到達)まで順調に達成しております。当ミッション2においては、日本の民間企業3社、台湾の大学1校及びスウェーデンのアートプロジェクト1件の、合計5件のペイロードを輸送しており、総額16百万米ドルのペイロードサービス契約に基づき、ミッション完了に向けて、引き続き、本契約に基づく売上を計上する予定です。

また、当社米国子会社で開発する「APEX1.0ランダー」を使用するミッション3については、この度、発注先のエンジン部材の納品遅延を受け、新たなエンジン開発計画への変更が必要となったことから、打ち上げ時期を2026年から2027年に約1年間後ろ倒しすることを決定いたしました。ミッション3においては、現在までに「NASA商業月面輸送サービス(CLPS)」のタスクオーダーCP-12の契約に基づくペイロード及び、イタリア政府宇宙機関、民間企業2社のペイロードを輸送することが確定しており、総契約金額は65百万米ドルですが、本遅延により当初見込みよりもミッション3に関する売上計上が遅延することが予想されます。その一方、当連結会計年度においてはCP-12の契約に関して、当社パートナー企業であるDraper社より約770万米ドルの追加契約金を受領するなど、引き続きNASAおよびドレイパーとの間で良好な関係が続いております。当連結会計年度においても、当社連結売上高の大半をミッション3のペイロード売上が占めています。

なおミッション4においては、2027年に打ち上げを予定している「シリーズ3ランダー (仮称)」の開発が、日本拠点において日本版SBIR制度に基づく補助金120億円を活用して順調に進んでおります。また、この度、宇宙戦略基金の第1期として公募された「月面の水資源探査技術(センシング技術)の開発・実証」に、当社が中核的連携機関として参画する研究開発課題「テラヘルツ波リモートセンシング衛星による月地下浅部の資源探索」が採択されるなど、ミッション4を対象とするペイロードの確定も開始されました。本件は、2026年3月期以降の当社連結業績に寄与することを想定しており、より詳細が決定次第、速やかに開示する予定です。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,743百万円、営業損失は9,795百万円、当期純損失は11,945百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,526百万円であり、その主なものは当社子会社においてミッション3ランダーに搭載される、地球と月の間の直接通信をサポートするリレー衛星等への投資であります。

なお、当社グループは、月面開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達等についての状況

当連結会計年度中においては、2024年10月28日より2025年3月26日の間、第三者割当により11,000,000株の新株式及び110,000個の新株予約権(潜在株式数11,000,000株)を発行し、6,985百万円の資金調達を行いました。また、ミッション3・ミッション4の開発および運用等に係る運転資金に充当するため、金融機関より借入金14,300百万円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区分		区分		区 分		第 12 期 (2022年 3 月期)	第 13 期 (2023年 3 月期)	第 14 期 (2024年 3 月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売	上	高(百万円)	674	989	2,357	4,743				
親会する	社株主に 当期純	帰属(百万円) 損失	△4,059	△11,398	△2,366	△11,945				
1株計	当たり当期約	純損失 (円)	△78	△211	△29	△124				
総	資	産 (百万円)	12,487	7,192	27,033	27,189				

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 当社は、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。
 - 3. 1株当たり当期純損失については1円未満を四捨五入しており、その他については百万円 未満を切り捨てております。

② 当社の財産及び損益の状況

	X		分		分		分		第 12 期 (2022年 3 月期)	第 13 期 (2023年 3 月期)	第 14 期 (2024年 3 月期)	第 15 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売		上		高(百万円)	573	625	1,012	2,402				
当	期	純	損	失(百万円)	△4,210	△11,319	△2,342	△13,539				
1株当たり当期純損失 (円)			期純	損失 (円)	△81	△210	△29	△141				
総		資		産 (百万円)	12,165	7,015	25,551	22,068				

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 当社は、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。
 - 3. 1株当たり当期純損失については1円未満を四捨五入しており、その他については百万円 未満を切り捨てております。

(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	住	所	資	本	金	議決権に対する 所有割合	主 要 な 事業内容
ispace	EUROPE	S.A.	ルクセン	ブルク	40,00	0ユーロ]	100.0%	月面開発事業
ispace U . S	technolo ., i r	ogies n c .	米国		500,0	00.01	Kドル	100.0	月面開発事業
株式会社	ispace J	apan	東京都中	央区	1,000	,000円		100.0	月面開発事業

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する宇宙関連ビジネスは、グローバル・ベースで継続的かつ加速度的に拡大していくものと見込まれており、この産業の潮流に対応するために必要な技術確立が急がれる状況です。多額の先行研究開発投資と長期の開発期間を要する宇宙関連機器の開発に従事していることから、当社は現在のところすべての開発投資を補うための収益は生じておらず、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、当連結会計年度末時点において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を解消し、安定的な事業収益が創出されるまでの間、下記を重要な課題として取り組んでおります。

ただし、当該重要事象等を解決するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に 関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

①研究開発の推進

R&Dミッションであるミッション2、米国での初の打上げとなるミッション3及び日本で商業用の新たなモデルを使用するミッション4に向けて、打上事業者による打上機会を確保すると同時に、開発スケジュール、開発コスト及び開発クオリティを厳格に管理することで、ランダー及びローバーの開発を着実に進めてまいります。

②顧客の開拓

当社が事業収益を獲得するために必要なランダー及びローバーは開発途上にあります。また当社が事業収益を見込む市場は、現在グローバルでも草創期に当たります。当社では現在ミッション3以降の顧客からの潜在的受注を確認していますが、事業収益の安定化に向けて引き続き中長期的に持続可能な顧客市場を開拓してまいります。

③人材の確保

当社はランダー及びローバーの研究開発を遂行するために、継続して多様な開発領域について 高度な専門性と能力を備えた人材を国内外から雇用しております。

また、急速に従業員数が拡大する組織の中において、各人材がその能力を最大限に発揮することが可能な環境を整えるための取り組みを引き続き行ってまいります。

④成長に対応した内部統制の構築と適切な運用

今後の事業運営及び業容拡大に対応すべく、必要な業務プロセス、財務・経理上の体制、労務 管理、子会社管理、セキュリティ管理等を整備する等、当社の成長に対応した内部統制の構築及 び運用の実施を引き続き行ってまいります。

⑤中長期的な成長資金の確保

当社にとって、安定的な事業収益化を目指す上で将来的に継続的なミッションの実現が必要であり、そのための必要資金を着実に確保することが重要です。当社ではこれまで、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、第三者割当増資、金融機関からの借入、クラウドファンディング、公募増資等によって資金調達をしてまいりましたが、今後も、ミッション推進のために機動的な資金調達の可能性を適時検討してまいります。

また、当社はミッション1に関して三井住友海上火災保険株式会社との間で損害保険契約を締結し保険金を受領しております。当社は保険によるリスク低減も財務安全性確保のための一つの手段として認識しており、ミッション2においても同社との間で損害保険契約を締結いたしました。

金融機関からの借入については、2024年3月期には複数行と総額75億円の融資契約を締結しており、2024年4月には株式会社三井住友銀行と借換も含めた総額70億円の融資契約を締結しております。さらに、2024年7月には株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコアレンジャー、株式会社商工組合中央金庫、三井住友信託銀行株式会社、株式会社SBI新生銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社りそな銀行を参加金融機関とする借換含め総額100億円のシンジケートローン契約を締結しております。その後、2024年12月には株式会社日本政策金融公庫とも9億円の劣後特約付ローン契約を、2025年3月には三井住友信託銀行株式会社と14億円の長期融資(借換)契約を、2025年5月にはみずほ銀行株式会社と50億円の金銭消費貸借契約を締結しております。加えて、第三者割当増資について、2024年10月にはCVIInvestments, Inc.との間でのEquity Program Agreementを締結し第三者割当による新株式及び新株予約権を発行しております。

(5) 主要な事業内容

当社の事業は月面開発事業の単一セグメントです。

(6) 主要な営業所(2025年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本社:東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号

② 重要な子会社の主要な営業所

「(3) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

正社員313名(前連結会計年度比38人増)

その他、契約社員4名、派遣社員21名、アルバイト1名

② 当社の従業員の状況

正社員169名(前事業年度比28人増)

その他、契約社員4名、派遣社員21名、アルバイト1名

(8) 主要な借入先の状況(2025年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
シン	ジ ケ ー ト	ローン			10,000百万円
株式会	社 三 井 住	友 銀 行			1,964
三井住	友 信 託 銀 行	株式会社			1,400
株式会	社 日 本 政 策	金融公庫			1,400
株式	会社みず	ほ 銀 行			1,331

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 200,000,000株

② 発行済株式の総数 105,675,148株 (自己株式55株を除く)

③ 株主数 81,257名

④ 上位10名の株主の状況 (2025年3月31日現在)

株 主	: 4	3 持	株数	持 株 比 率
袴 田	武	ŧ	9,000,000	8.52%
インキュベイトファンド3	号投資事業有限責任組	11合	5,992,580	5.67%
株式会社日本	政策投資銀	行	3,495,880	3.31%
赤浦			2,636,603	2.50%
IF GROWTH OPPORT	UNITY FUND I, L	P.	2,135,720	2.02%
三井住友信託	銀行株式会	社	1,968,500	1.86%
BOFAS INC SEGREC	ATION ACCOU	NT	1,923,433	1.82%
楽 天 証 券	株 式 会	社	1,612,000	1.53%
IFSPV1号	投資事業組	合	1,174,880	1.11%
吉田	和	战	896,000	0.85%

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

			第4回新株子	予約権	第 6 回 新 株	予 約 権
発 行	決 議	\Box	2018年5月23	3日	2020年2月	26⊟
新株子	約権の	数		410個		15,000個
新株予約 株 式 の	権の目的となり 種 類 と	iる 数	普通株式 (新株予約権1個につき	8,200株 20株)	普通株式 (新株予約権1個につき	300,000株 20株)
新株予約	」権の払込金	額	新株予約権と引換えに 要しない	払い込みは	新株予約権と引換え 要しない	に払い込みは
	権の行使に際し しる 財 産 の 価		新株予約権1個当たり (1株当たり	2,380円 119円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	3,200円 160円)
権利	行 使 期	間	2020年5月24E 2028年5月23E		2022年2月27 2030年2月26	
行 使	の条	件	(注) 1		(注) 2	2
	取 締 (社外取締役を除	役 (く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	410個 8,200株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	15,000個 300,000株 1名
役 員 の 保有状況	社外取締	役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監查	役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

(注) 1. 第4回新株予約権の主な行使条件

- (1)新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は 従業員の地位(以下「従業員等の地位」という。)にあった者は、新株予約権行使時においても 継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位(業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタ ント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ。)にある場合に限 り、他の新株予約権の行使の条件を充足している(行使ができなくなる条件に該当しないことも 含む。以下同じ。)ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新 株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年間は、他の新株予約権 の行使の条件を充足していることを条件に、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時 点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。ま た、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年を経過した後で あっても、行使期間満了までの間は、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の行使を相当 と認める場合には、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっ ていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。
- (2)新株予約権者が死亡した場合で、死亡時において従業員等の地位又は社外協力者の地位にあった場合には、新株予約権は当該新株予約権者の相続人に承継され、当該相続人は、死亡時から6ヶ月間は他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、死亡時までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡し、相続

人がいない場合には、新株予約権者の死亡時点において未行使の新株予約権は放棄したものとみなす。

- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (4)新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
- (5)前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

行使価額の修正

2024年3月13日開催の取締役会において決議された海外募集による新株式発行に関し、2024年3月25日に決定した払込金額が、各新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、行使価額は、2024年3月29日を修正日として122円から119円へ調整されました。行使価額の調整により、本新株予約権の潜在株式数に変更はありません。

2. 第6回新株予約権の主な行使条件

- (1)新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は 従業員の地位(以下「従業員等の地位」という。)にあった者は、新株予約権行使時においても 継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位(業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタ ント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ。)にある場合に限 り、他の新株予約権の行使の条件を充足している(行使ができなくなる条件に該当しないことも 含む。以下同じ。)ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2)本新株予約権は、権利者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (4)新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正 行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を 与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、こ れらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株 予約権を行使することができないものとする。
- (5)前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

行使価額の修正

2024年3月13日開催の取締役会において決議された海外募集による新株式発行に関し、2024年3月25日に決定した払込金額が、各新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ったため、行使価額は、2024年3月29日を修正日として164円から160円へ調整されました。行使価額の調整により、本新株予約権の潜在株式数に変更はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

	第 1 4 回 新 株 予 約 権	第 1 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2024年10月11日	2024年11月18日	
新株予約権の数	27,500個	27,500個	
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 2,750,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 2,750,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の発行価額	本新株予約権1個当たり828円	本新株予約権1個当たり729円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株につき802円	1株につき729円	
権利行使期間	2024年10月29日から 2028年10月28日まで	2024年12月4日から 2028年12月3日まで	
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はでき ない。	各本新株予約権の一部行使はでき ない。	
割 当 先	CVI Investments, Inc.に対する 第三者割当方式	CVI Investments, Inc.に対する 第三者割当方式	

	第 1 6 回 新 株 予 約 権	第17回新株予約権
発 行 決 議 日	2025年1月14日	2025年3月26日
新 株 予 約 権 の 数	27,500個	27,500個
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 2,750,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 2,750,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行価額	本新株予約権1個当たり1,443円	本新株予約権1個当たり935円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株につき1,070円	1株につき785円
権利行使期間	2025年 1 月30日から 2029年 1 月29日まで	2025年3月27日から 2029年3月26日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はでき ない。	各本新株予約権の一部行使はでき ない。
割 当 先	CVI Investments, Inc.に対する 第三者割当方式	CVI Investments, Inc.に対する 第三者割当方式

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社	における地	2位	氏	名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表	取締役C	ΕО	袴 田	武史	ispace technologies U.S., inc. Director ispace EUROPE S.A. Director
取 綿 事業統	i 役 C F 括エグゼクテ		野崎	順平	ispace technologies U.S., inc. Director ispace EUROPE S.A. Director
取	締	役	赤浦	徹	インキュベイトファンド株式会社 代表取締役 Space BD株式会社 社外取締役
取	締	役	川名	浩 一	ルブリスト株式会社 代表取締役 株式会社レノバ 取締役会長 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 株式会社クボタ 社外取締役
取	締	役	中田	華 寿 子	アクチュアリ株式会社 代表取締役 株式会社フォーラムエンジニアリング 社外取締役 株式会社エニトグループ 社外取締役
取	締	役	畑田川	東 二 郎	将来宇宙輸送システム株式会社 代表取締役 株式会社アークエッジ・スペース 社外取締役
取	締	役	牧野	隆	株式会社IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 エグゼクティ ブディレクター
監査	役(常う	動)	井 上	優 司	_
監	査	役	事事	芳英	轟公認会計士事務所 株式会社MICIN社外監査役
監	查	役	内藤!	亜 雅 沙	日東紡績株式会社社外取締役 ブックオフグループホールディングス株式会社社外取 締役監査等委員 GLP投資法人監督役員

- (注) 1. 取締役の赤浦徹氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏は、社外取締役です。
 - 2. 監査役の井上優司氏は、他の会社の経理・財務部門に約35年間、当社の経理シニア・アドバイザー及び内部監査室長として約5年間勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 監査役の轟芳英氏、内藤亜雅沙氏は、社外監査役であります。
 - 4. 社外監査役轟芳英氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計に精通しており、また有限責任あずさ 監査法人でのパートナーとしての経験から企業統治に関する見識を有しております。
 - 5. 社外監査役内藤亜雅沙氏は、弁護士の資格を有し、企業法務の分野に精通しており、また田辺総合法律事務所でのパートナーとしての経験から企業統治及び経営体制構築に関する見識を有しております。
 - 6. 当社は取締役の川名浩一氏、中田華寿子氏、畑田康二郎氏及び牧野隆氏並びに監査役の轟芳英氏及び内藤亜雅沙氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
 - 7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先との間に重要な取引関係はありません。

② 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役及び監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、保険料の全額を当社が負担しております。

④ 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

7 0.			//	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる
役	員	X	分	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (人)
取	綵	ř	役	59,402	59,402	_	_	7
(う ち	- 41 <i>h</i>		締役)	(15,300)	(15,300)	(-)	(-)	(5)
監	1		役	16,780	16,780	_	_	3
(う ち	5 社 夕	ト 監	査 役)	(7,200)	(7,200)	(-)	(-)	(2)

- (注) 1. 上表には、2024年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
 - 2. 当社取締役及び監査役の報酬の総額は、2023年6月28日開催の定時株主総会において、それぞれ年額150,000千円(うち社外取締役は50,000千円)及び25,000千円(うち社外監査役は10,000千円)以内と決議しており、各取締役及び各監査役の報酬算定方法は、取締役会及び監査役会にて定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役6名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)です。
 - また、当社業務執行取締役に対して付与される譲渡制限付株式ユニットにかかる報酬の総額は、2024年6月28日開催の定時株主総会において、当該株式ユニットにより割り当てられる当社普通株式の総数を年300,000株以内かつその総額を年100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は2名です。
 - 3. 当社は、2024年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について役員評価・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。
 - また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、役員評価・報酬

諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断 しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ、基本方針

当社の取締役の報酬等は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう設計する。また、有能な人材の確保・リテンションを考慮しつつ、個々の取締役の各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬及び退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 個人別の金銭報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数、職務・職責、貢献度等諸般の事項を踏まえ、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。また、当社の業務執行取締役の退職慰労金は、退任時の報酬等の額、在任年数、役位、貢献度等に応じた基準を予め定め、株主総会において取締役会への一任決議を経た上で取締役会(ホ.の委任を受けた代表取締役)において当該基準に従い決定し、退任後に支給する。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業務執行取締役に対しては、非金銭報酬等として、役位、職務・職責、貢献度等に応じて、譲渡制限付株式ユニットを付与し、付与を受けた株式ユニットと同数の当社株式数の時価相当額を金銭報酬債権として、2025年以降、毎年、一定の時期に支給し、各業務執行取締役は、金銭報酬債権の全部を当社に対して現物出資して、当社普通株式の割当てを受ける。

二. 金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と規模、事業内容や成長ステージが類似するベンチマーク企業の報酬体系を踏まえ、業務執行取締役の職務・職責、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、代表取締役及び代表取締役によって指名された社外取締役3名によって構成される役員評価・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会(ホ.の委任を受けた代表取締役)は役員評価・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については代表取締役が取締役会からその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び退職慰労金の額並びに譲渡制限付株式ユニットの評価配分とする。代表取締役は、基本報酬の額及び譲渡制限株式ユニットの評価配分については、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額・総数の範囲内において、各取締役の役位、職務・職責等に応じて決定し、役員退職慰労金の額については、ロ.の予め定めた基準に従い決定する。なお、代表取締役は、当該決定にあたっては、役員評価・報酬諮問委員会からの答申内容を尊重する。

- 4. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、上記注3ホに記載された取締役会からの委任に基づき、代表取締役袴田武史が決定しております。
- 5. 取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名を除いております。

⑤ 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割の概要
		当事業年度に開催された22回の取締役会全てに出席
		いたしました。取締役会では主にベンチャーキャピタ
		リスト・企業経営者の見地から積極的に意見を述べて
社外取締役	赤浦 徹	おり、特に当社の財務戦略及び事業戦略について専門
		的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥
		当性・適正性を確保するための適切な役割を果たして
		おります。
		当事業年度に開催された22回の取締役会全てに出席
		いたしました。取締役会では主に企業経営者の見地か
		ら積極的に意見を述べており、特に世界情勢・技術開
社外取締役	川名浩一	発・プロジェクトマネジメントなどの事業面並びに経
		営全般について専門的な立場から監督、助言等を行う
		など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適
		切な役割を果たしております。
		当事業年度に開催された22回の取締役会全てに出席
		いたしました。取締役会では主にマーケティング及び
		PRの専門家の見地から積極的に意見を述べており、特
社外取締役	中田華寿子	にマーケティング・PR及び組織開発について専門的な
		立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当
		性・適正性を確保するための適切な役割を果たしてお
		ります。
		当事業年度に開催された22回の取締役会全てに出席
		いたしました。取締役会では主に宇宙ビジネスの専門
 社外取締役	 畑田康二郎	家及び企業経営者の見地から積極的に意見を述べてお
		り、特に政府・政策面について専門的な立場から監
		督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を
		確保するための適切な役割を果たしております。

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割の概要
		当事業年度に開催された22回の取締役会全てに出席
		いたしました。取締役会では主に企業経営者の見地か
→ ↓ ム H□ ⟨☆ / □	ルケ田マ 『夕	ら積極的に意見を述べており、特に宇宙開発事業推進
社外取締役 	牧野 隆 	のための技術・事業及び経営について専門的な立場か
		ら監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正
		性を確保するための適切な役割を果たしております。
		当事業年度に開催された22回の取締役会全て、14回
		の監査役会全てに出席いたしました。取締役会では、
壮 切跃杰尔	車、地井	公認会計士としての専門的見地から、意思決定の妥当
社外監査役 	轟 芳英 	性・適正性を確保するための発言を行っております。
		また、監査役会において、当社の経理システム・内部
		監査等について適宜、必要な発言を行っております。
		当事業年度に開催された22回のうち21回の取締役
		会、14回の監査役会全てに出席いたしました。取締
		役会では、弁護士としての専門的見地から、意思決定
社外監査役	内藤亜雅沙	の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており
		ます。また、監査役会において、法的リスク・コンプ
		ライアンス体制等について適宜、必要な発言を行って
		おります。

(4) 会計監査人の状況

① 氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額 当社子会社が支払うべき報酬等の額 47,300千円 139,500米ドル 35,500ユーロ

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監 査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果会計監査人の 報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人と同一のネットワーク・ファームであるKPMG税理士法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である税務関連業務及び税務に関するアドバイザリー業務を委嘱し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役会は、当社で共有すべきルールや考え方、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ② 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
- ③ 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画に従い、監査役の監査を受ける。
- ④ 取締役会は、当社における法令等遵守の徹底及び不正行為の防止等を図るために、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
- ⑤ 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当な要求に応じないことを基本方針とする。また、かかる方針を取締役及び使用人に周知徹底するために反社会的勢力対応規程を制定する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社の株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令並びに当社が定める文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し定められた期間これを保存する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に対応する体制を構築する。
- ② 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外の適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会規程、当社決裁権限規程を定め、取締役会の職務及び権限の明確化を図る。
- ② 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催する。

- (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社担当部署を設置し、子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
- ② 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、CFOはその進捗状況を定期的に取締役会に報告する。
- ③ 上記(3)の損失の危険の管理に関する事項は子会社に適用させ、当社がグループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ④ 子会社における職務執行に関する権限については、決裁権限規程に明文化し、業務を効率的に遂行する。
- ⑤ 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEOに 報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査 業務の補助に当たらせる。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けない ものとする。また、当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会のほか、経営戦略会議等の重要な社内会議へ出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について取締役及び使用人から報告を受けることができる。
- ② 取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令 並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかにこれを監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、 すみやかに報告する。
- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止する。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正性及び透明性を担保する。
- ② 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、当社の対処すべき課題及び監査上の重要課題等について相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ④ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができる。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況につき、内部監査室がモニタリングし、改善 を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は使用人に対し、必要なコンプライアンスについて周知を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

(3) リスク管理体制

経営戦略会議において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

(4) 内部監査

内部監査計画に基づき、内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,067,950	流 動 負 債	3,854,912
現 金 及 び 預 金	13,117,557	契 約 負 債	2,695,528
売 掛 金	1,544,814	受注損失引当金	106,005
前渡金	3,620,712	株式報酬引当金	11,628
仕 掛 品	255,886	その他	1,041,749
そ の 他	562,552		
貸倒引当金	△33,573	固定負債	16,326,629
		長期借入金	16,096,275
固定資産	8,121,179	その他	230,354
有 形 固 定 資 産	4,859,419		00 101 5 10
建物付属設備	31,100	負債合計	20,181,542
工具、器具及び備品	865,968	(純資産の部)	6 000 202
使 用 権 資 産	285,821	株主資本	6,082,382
建設仮勘定	4,011,915	算 本 金 新株式申込証拠金	11,542,332 18,508
その他	6,899	新株式申込証拠金 資本 剰 余 金	11,449,310
減価償却累計額	△342,287		$\triangle 16,927,703$
無形固定資産	89,083	利 亜 制 汞 亜 自 己 株 式	△10,927,703 △65
ソフトウェア	88,064	日 日 日 八 八 八 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	815,926
その他	1,018	スター おおおお	815,926
		新株子的金剛を	109,278
投資その他の資産	3,172,676	אז היה <u>ו</u> אז איז ו	103,270
長期前渡金	2,997,900		
その他	174,775		
		純 資 産 合 計	7,007,587
資 産 合 計	27,189,129	負 債 純 資 産 合 計	27,189,129

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

科		金	額
売 上	高		4,743,238
売 上 原	価		2,498,705
売 上 総 利	益		2,244,532
販売費及び一般管理	費		12,039,675
営 業 損	失		△9,795,143
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	95,753	
補助金	収 入	228,639	
雑 収	入	82,597	
その	他	0	406,991
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	920,442	
為善善差	損	644,231	
資 金 調 達	費用	374,888	
その	他	6,781	1,946,343
経常損	失		△11,334,495
特 別 利	益		
新 株 予 約 権 原	え 入 益	429	429
特別 損	失		
固 定 資 産 除	却 損	1,562	
減 損 損	失	621,083	622,646
税 金 等 調 整 前 当 期	純損失		△11,956,713
法 人 税 、 住 民 税 及 び		△11,573	△11,573
	損 失		△11,945,139
親会社株主に帰属する当	期純損失		△11,945,139

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

		株	÷	資	本	1
	資 本 金	新 株 式 申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,775,500	_	7,682,478	△4,982,563	△65	10,475,350
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	3,492,500		3,492,500			6,985,000
譲渡制限付株式報酬	220,578		220,578			441,156
新株予約権の発行						-
新株予約権の行使	53,753		53,753			107,507
新株予約権の失効						-
新株式申込証拠金の払込		18,508				18,508
親会社株主に帰属する当期純損失				△11,945,139		△11,945,139
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						-
当連結会計年度変動額合計	3,766,831	18,508	3,766,831	△11,945,139	1	△4,392,967
当連結会計年度末残高	11,542,332	18,508	11,449,310	△16,927,703	△65	6,082,382

	その他の包持 為 替 換 算 調 整 勘 定	舌利益累計額 その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	△731,024	△731,024	930	9,745,256
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行				6,985,000
譲渡制限付株式報酬				441,156
新株予約権の発行			108,872	108,872
新株予約権の行使			△95	107,411
新株予約権の失効			△429	△429
新株式申込証拠金の払込				18,508
親会社株主に帰属する当期純損失				△11,945,139
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	1,546,951	1,546,951		1,546,951
当連結会計年度変動額合計	1,546,951	1,546,951	108,348	△2,737,668
当連結会計年度末残高	815,926	815,926	109,278	7,007,587

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数

3 計

・主要な連結子会社の名称

ispace EUROPE S.A.

ispace technologies U.S., inc.

株式会社ispace Japan

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるispace EUROPE S.A.及びispace technologies U.S., inc.の決算日は12月31日、株式会社ispace Japanの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)を、在外連結子会社は定額法によっております。なお、米国会計基準を適用している在外連結子会社については、米国会計基準のASC第842号「リース」を適用し、リースの借り手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産はリース期間を耐用年数とし、減価償却方法は定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 15年 工具、器具及び備品 2年~5年 使用権資産 2年~4年

- □. 無形固定資産
 - ・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ② 引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

口. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることのできる受注案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

八. 株式報酬引当金

譲渡制限付株式ユニット付与に基づく株式の交付に備えるため、株式の 交付見込額に基づき計上しております。

③ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. ペイロードサービス

月に輸送する物資である顧客荷物(以下「ペイロード」という。)を当社グループのランダーやローバーに搭載し、月まで輸送するサービスを提供します。本サービスの履行義務には、ロケットの打上げから月面へのペイロードの輸送は勿論のこと、打上げ前から顧客のペイロードをランダー及びローバーに搭載するための技術的なアドバイスと調整、更には月面到着後の実験や関連するデータ通信等にかかるサービスの提供までが含まれております。当該履行義務は一定期間で充足されるものと判断しており、一部の契約においては履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

ロ. パートナーシップサービス

当社グループの活動をコンテンツとして利用する権利や広告媒体上でのロゴマークの露出、映像データ利用権等をパッケージとして販売し、技術開発や事業開発で協業を行うパートナーシップ・プログラムの提供をしております。顧客は契約期間にわたり便益を享受することから、履行義務は一定期間で充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及 び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計 トレております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) ペイロードサービス契約に係る収益認識
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループの締結するペイロードサービス契約(財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転する契約)において、履行義務の進捗度に基づき収益を認識する方法で当連結会計年度に計上した売上高は1,847,060千円であります。なお、当社ミッション2の打上成功を契機として一部の契約において原価回収基準から履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法に変更したことで、当連結会計年度の売上高は1,813,906千円増加しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの締結するペイロードサービス契約につきましては、原価回収基準を適用している案件を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、各連結会計年度末までに発生した原価が当該契約の原価総額に占める割合に基づいて行っております。これらの見積りのうち、原価総額は顧客との契約によって定められたサービスの内容等を考慮し、作業内容を特定した上で適切に見積っております。

また、ミッション進行中における作業内容の変更や状況の変化に応じて原価総額を適時に見直しております。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、固定資産4,948,502千円(有形固定資産4,859,419千円及び無形固定資産89,083千円)を計上しております。

当社グループは、月面開発事業の単一セグメントでありますが、経営管理単位を勘案し事業用資産についてグルーピングを行っており、各資産グループで減損の兆候の有無の判定を行い、兆候が認められる資産グループについては認識の要否に関する判定を行いました。

その結果、使用方法の変更により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回るものについて、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

財務制限条項

- (1) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。
- 2023年11月10日契約(当連結会計年度末残高1,331,730千円)
- ①各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ②各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
- (2) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。
- 2024年4月25日契約(当連結会計年度末残高1,964,545千円)
- ①各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ②各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
- (3) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。
- 2024年7月26日契約(当連結会計年度末残高10,000,000千円)
- ①各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ②各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
- (4) 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。
- 2025年3月31日契約(当連結会計年度末残高1,400,000千円)
- ①各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ②各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 105,675,203株
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数 普通株式 55株
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 普通株式 13.948.340株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っております。

一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。 デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

長期借入金は、主に研究開発資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で9年であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部にて取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

- ロ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

					連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
長	期	借	入	金	16,096,275	15,908,915		△1	87,360
負		債		計	16,096,275	15,9	08,915	△1	87,360

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10年以内	1 0 年 超
現金及び預金	13,117,557	_	_	_
売 掛 金	1,544,814	_	_	_
合	14,662,372	_	_	_

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5 年 超
長期借入金	2,731,730	11,964,545	50,000	_	1,350,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時 価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品 該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	□		時						
	Ľ.		'ס		レベル 1	レベル 2	レベル 3	合	計
長	期	借	入	金	_	15,908,915	_	15,9	08,915
合				計	_	15,908,915	_	15,9	08,915

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		売上区分				
	ペイロード	パートナーシッ	スの仏	合計		
	サービス	プサービス	その他 			
一時点で移転される財	_	_	246,050	246,050		
一定期間にわたり移転される財	4,035,462	449,387	12,337	4,497,187		
顧客との契約から生じる収益	4,035,462	449,387	258,387	4,743,238		
その他の収益	_	_	_	_		
外部顧客への売上高	4,035,462	449,387	258,387	4,743,238		

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)会計方針に関する事項③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	20,081
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,544,814
契約資産(期首残高)	_
契約資産(期末残高)	_
契約負債(期首残高)	3,190,172
契約負債(期末残高)	2,695,528

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は2,866,436千円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は987,453千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が494,643千円減少した主な理由は、前受金の減少によるものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、2025年3月31日時点で8,012,315千円であります。当該履行義務は、主にペイロードサービス及びパートナーシップサービスに関するものであり、履行義務の充足につれて期末日後33ヵ月の間で収益を認識することを見込んでおります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

65円10銭

(2) 1株当たりの当期純損失

124円32銭

8. 重要な後発事象に関する注記

多額な資金の借入および返済

当社は、2024年5月14日付取締役会決議において、以下のとおりミッション3およびミッション4の開発(含むその他関連費用)に係る運転資金の借入について決議し、2025年5月14日付で以下の金銭消費貸借契約を締結し、2025年5月15日に借入を実行いたしました。

(1) 借入先 株式会社みずほ銀行

(2) 借入金額 5,000百万円

(3) 借入金利 基準金利+スプレッド

(4) 借入実行日 2025年5月15日 (5) 返済期限 2028年12月29日

(6) 担保等の有無 無担保無保証

(7) 財務制限条項

- ① 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ② 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	21,854,594	流 動 負 債	1,471,970
現 金 及 び 預 金	7,161,263	未 払 金	620,739
売 掛 金	40,874	未払費用	70,676
仕 掛 品	6,439	未払法人税等	89,980
前渡金金	1,151,576	契 約 負 債	632,336
前払費用	259,561	受注損失引当金	3,167
短期貸付金	18,316,925	株式報酬引当金	11,628
その他	297,104	その他	43,443
算 倒 引 当 金	△5,379,151		
		固定負債	16,121,893
 固定資産	214,194	長期借入金	16,096,275
有 形 固 定 資 産	60,820	その他	25,617
建物付属設備	26,016		
工具、器具及び備品	214,169	負 債 合 計	17,593,864
そ の 他	23,394	(44 39 35 48)	
減 価 償 却 累 計 額	△202,759	(純資産の部)	4 265 646
		株主資本	4,365,646
無形固定資産	9,497	資 本 金	11,542,332
	9,212	新株式申込証拠金	18,508
その他	285	資本剰余金	11,449,310
	203	資本準備金	11,449,310
 投 資 そ の 他 の 資 産	143,877	利益剰余金	△18,644,439
関係会社株式	143,677	その他利益剰余金	△18,644,439
R K 云 仏 M 八 そ の 他	143,877	操越利益剰余金	△18,644,439
	143,0//	自己株式	△65
		ᅘᆥ	100 270
		新株予約権	109,278
			4 474 025
	22.069.790		4,474,925
資産合計	22,068,789	負債 純資産合計	22,068,789

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

	禾	4					金	額
売			上		高			2,402,749
売		上		原	価			75,854
売		上	総	利	益			2,326,894
販	売	費及	びー	- 般 管	理 費			10,068,716
営		業		損	失			△7,741,821
営		業	外	収	益			
	受		取		利	息	3,299	
	補	E	助	金	収	入	227,348	
	受	Ι	取	賃	貸	料	116,907	
	雑			収		入	54,690	
	そ			\mathcal{O}		他	0	402,247
営		業	外	費	用			
	支		払		利	息	920,522	
	貸	倒	引	当 金	繰 入	額	3,454,980	
	為		替		差	損	495,878	
	資	金	Ī	調 遠	費 費	用	374,888	
	そ			\mathcal{O}		他	336,147	5,582,416
経		常		損	失			△12,921,991
特		別		利	益			
	古	定	資	産	売 却	益	8,836	
	新	株	予	約 権	戻 入	益	429	9,265
特		別		損	失			
	古	定	資	産	除却	損	923	
	減		損		損	失	621,083	622,007
税	-	引 前	<u></u> ≝	期	純 損	失		△13,534,733
法	人		住」	民 税 及		業 税		4,305
当		期		純	損	失		△13,539,039

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株		主			本	
		新株式	資 本 乗	余 金	利 益 乗		
	資 本 金	申込証拠金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	7,775,500	_	7,682,478	7,682,478	△5,105,400	△5,105,400	
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	3,492,500		3,492,500	3,492,500			
譲渡制限付株式報酬	220,578		220,578	220,578			
当期純損失 (△)					△13,539,039	△13,539,039	
新株予約権の発行							
新株予約権の行使	53,753		53,753	53,753			
新株予約権の失効							
新株式申込証拠金の払込		18,508					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	3,766,831	18,508	3,766,831	3,766,831	△13,539,039	△13,539,039	
当 期 末 残 高	11,542,332	18,508	11,449,310	11,449,310	△18,644,439	△18,644,439	

	株 主	資 本	***** 7 //5.1/E	純資産合計	
	自己株式	株主資本合計	新株予約権		
当 期 首 残 高	△65	10,352,514	930	10,353,444	
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		6,985,000		6,985,000	
譲渡制限付株式報酬		441,156		441,156	
当期純損失 (△)		△13,539,039		△13,539,039	
新株予約権の発行		_	108,872	108,872	
新株予約権の行使		107,507	△95	107,411	
新株予約権の失効			△429	△429	
新株式申込証拠金の払込		18,508		18,508	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		_		_	
当期変動額合計	_	△5,986,867	108,348	△5,878,519	
当 期 末 残 高	△65	4,365,646	109,278	4,474,925	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額 法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 2年~5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることのできる受注案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

③ 株式報酬引当金

譲渡制限付株式ユニット付与に基づく株式の交付に備えるため、株式の交付見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ペイロードサービス

月に輸送する物資である顧客荷物(以下「ペイロード」という。)を当社グループのランダーやローバーに搭載し、月まで輸送するサービスを提供します。本サービスの履行義務には、ロケットの打上げから月面へのペイロードの輸送は勿論のこと、打上げ前からペイロードをランダー及びローバーに搭載するための技術的なアドバイスと調整、更には月面到着後の実験や関連するデータ通信等にかかるサービスの提供までが含まれております。当該履行義務は一定期間で充足されるものと判断しており、一部の契約においては履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

パートナーシップサービス

当社の活動をコンテンツとして利用する権利や広告媒体上でのロゴマークの露出、映像データ利用権等をパッケージとして販売し、技術開発や事業開発で協業を行うパートナーシップ・プログラムの提供をしております。顧客は契約期間にわたり便益を享受することから、履行義務は一定期間で充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) ペイロードサービス契約に係る収益認識
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社の締結するペイロードサービス契約(財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転する契約)において、履行義務の進捗度に基づき収益を認識する方法で当事業年度に計上した売上高は1,847,060千円であります。なお、当社ミッション2の打上成功を契機として一部の契約において原価回収基準から履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法に変更したことで、当事業年度の売上高は1,813,906千円増加しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の締結するペイロードサービス契約につきましては、原価回収基準を適用している案件を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、各連結会計年度末までに発生した原価が当該契約の原価総額に占める割合に基づいて行っております。これらの見積りのうち、原価総額は顧客との契約によって定められたサービスの内容等を考慮し、作業内容を特定した上で適切に見積っております。

また、ミッション進行中における作業内容の変更や状況の変化に応じて原価総額を適時に見直しております。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した額

当事業年度の貸借対照表において、固定資産70,317千円(有形固定資産60,820千円及び無形固定資産9,497千円)を計上しております。

当社は、月面開発事業の単一セグメントでありますが、経営管理単位を勘案し事業用資産についてグルーピングを行っており、各資産グループで減損の兆候の有無の判定を行い、兆候が認められる資産グループについては認識の要否に関する判定を行いました。

その結果、使用方法の変更により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回るものについて、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 18,577,887千円 短期金銭債務 339,912千円

財務制限条項

- (1) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。
- 2023年11月10日契約(当連結会計年度末残高1,331,730千円)
- ①各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ②各四半期連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
- (2) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。
- 2024年4月25日契約(当連結会計年度末残高1.964.545千円)
- ①各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ②各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
- (3) 当事業年度末の借入金のうち、当社と複数の金融機関との間で締結するシンジケートローン契約には以下の通り財務制限条項が付されております。
- 2024年7月26日契約(当連結会計年度末残高10,000,000千円)
- ①各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ②各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。
- (4) 当事業年度末の借入金のうち、当社と取引銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には以下の通り財務制限条項が付されております。
- 2025年3月31日契約(当連結会計年度末残高1.400.000千円)
- ①各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ②各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高1,109,821千円営業取引以外による取引高125,744千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 55株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、研究開発費等であります。繰延税金資産の金額に対して評価性引当金を計上しているため、繰延税金資産を計上しておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ispace EUROPE S.A.	所有 直接 100%		資金の貸付 328,760 短期貸付	短期貸付金	1,035,417	
			資金の援助 役員の兼務	業務委託取引	102,441	未 払 費 用	42,544
				研究開発取引	756,235	前 渡 金	81,602
子会社	i s p a c e technologies U.S., inc.	所有 直接 100%	貧金の援助 役員の兼務	資金の貸付	7,150,882	短期貸付金	17,245,543
				貸付金の回収	546,059		
子会社	株 式 会 社 ispace Japan		資金の援助 役員の兼務	資金の貸付	_	短期貸付金	35,964
				業務委託取引	125,872	未 払 金	174,299
				賃貸料の受取	116,907	その他流動資産	162,732

(単位:千円)

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
 - 2. 業務委託については、発生コスト等を勘案して決定しております。
 - 3. 機器の賃貸料の受取については、発生コスト等を勘案して決定しております。
 - 4. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
 - 5. 子会社への短期貸付金に対し、合計5,379,151千円の貸倒引当金を計上しております。 また、当事業年度において合計3,454,980千円の貸倒引当金繰入額を計上しており、受取利息は不計上としております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏	名	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
役員	野﨑	順平	(被所有) 直接 0.28%	当社取締役	第4回新株予約権 の行使(注)	15,998	_	_

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 第4回新株予約権の行使については、2018年5月23日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表 [6. 収益認識に関する注記] に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

41円14銭

(2) 1株当たりの当期純損失

140円91銭

10. 重要な後発事象に関する注記

多額な資金の借入および返済

当社は、2024年5月14日付取締役会決議において、以下のとおりミッション3およびミッション4の開発(含むその他関連費用)に係る運転資金の借入について決議し、2025年5月14日付で以下の金銭消費貸借契約を締結し、2025年5月15日に借入を実行いたしました。

(1) 借入先 株式会社みずほ銀行

(2) 借入金額 5,000百万円

(3) 借入金利基準金利+スプレッド(4) 借入実行日2025年5月15日

(5) 返済期限 2028年12月29日

(6) 担保等の有無 無担保無保証

(7) 財務制限条項

- ① 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ② 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ispace 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太 業務執行社員 公認会計士 鶴 彦 太 指定有限責任社員 公認会計士 有 吉 真 哉 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ispaceの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ispace及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年5月15日に50億円の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ispace 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太 業務執行社員 公認会計士 鶴 彦 太 指定有限責任社員 公認会計士 有 吉 真 哉 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ispaceの2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年5月15日に50億円の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等 に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監 査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

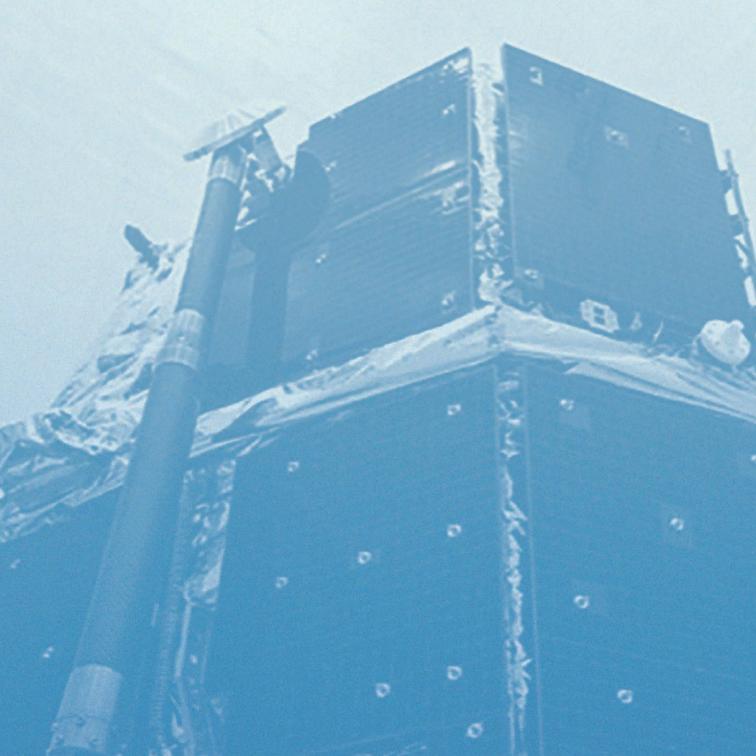
2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社ispace 監査役会 常勤監査役 井 上 優 司 印 社外監査役 轟 芳 英 印 社外監査役 内 藤 亜 雅 沙 印

以上



株主総会会場 ご案内図

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

日本橋室町三井タワー

COREDO室町テラス3階 「室町三井ホール&カンファレンス」



※商業施設の開店時間前ですので一部の入口が施錠されています。 地上から入館するには図中の「入口」をご利用ください。

最寄駅

JR「新日本橋駅」より徒歩3分 東京メトロ半蔵門線・銀座線「三越前駅」より地下直結

次の近隣施設と名称が類似しておりますのでご注意ください。

- メコレド室町1・コレド室町2・コレド室町3
- ★ 日本橋三井タワー・三井本館 ※日本橋三井ホールではありません

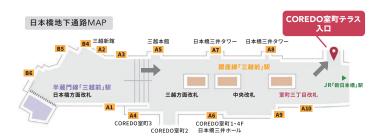
JR新日本橋駅からお越しの方

3番出口 を出て左手にCOREDO室町テラスが見えますので 信号を渡りオフィスエントランスからお入りください。 地下1階へ一度降りエレベーターにて3階へお上がりください。



三越前駅からお越しの方

地下通路からCOREDO室町テラス入口までお越しください。 エスカレーター手前の郵便局までお進みいただき、 郵便局と反対側に位置するエレベーターにて3階へお上がりください。



お車でお越しの方

地下2階の駐車場から地下1階で一度降りてエレベーターを乗り換え、 3階へお上がりください。